

社会福祉法人 ラ・クール
特別養護老人ホーム ながめの郷（ユニット型個室）

入所契約書

_____様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人ラ・クール特別養護老人ホームながめの郷 理事長 茂木亜紀（以下「事業者」という。）は、_____様（以下「利用者」という。）が特別養護老人ホームながめの郷（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
2. 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、『サービス計画書』に定めるとおりとします。
3. 利用者は、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

1. 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について契約者に対して説明し、同意を得た上で決定します。
3. 事業者は、要介護認定有効期間（通常6ヶ月）に1回、もしくは契約者の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
4. 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて利用者に対する入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 食事の提供
 - 二 居住の提供
 - 三 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 四 利用者に対する理美容サービス
 - 五 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
2. 前項の他、事業者は個別処遇の一環として、個人の要望により外出、買い物、食事などの付き添いのサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 上記2項目のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者のご家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（利用者等への説明）

1. 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
2. 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者のご家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 利用者様は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、利用者はサービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
2. 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
3. 前項の他、利用者は利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
4. 上記3項目に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月27日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
5. 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

1. 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
2. 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
3. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
4. 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
5. 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
6. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は、利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定更新申請の援助を行うものとします。
5. 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度が変更された場合には、契約者に通知することとします。
6. 事業者は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、介護保険法に関する法令に従い、より良い介護サービスの提供に資する場合において、上記以外に利用者及びご家族様の個人情報を提供させていただく場合があります。

第四章 契約者及び利用者様の義務

第10条（利用者の施設利用上の注意義務等）

1. 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、利用者がホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 11 条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、故意又は過失により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第 12 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、故意又は過失がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 五 転倒や転落、窒息等による事故の場合

第 13 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、利用者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 14 条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要介護 2 以下と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- 六 第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 15 条（契約者からの中途解約等）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、第 16 条第 3 項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
3. 契約者が第 1 項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
4. 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
5. 第 6 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

第 16 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 17 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- 五 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第 18 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し利用者様がホームを退所する場合には、契約者の希望により事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 19 条（利用者の入院に係る取り扱い）

1. 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されているショートステイサービスの居室等をご利用いただく場合があります。
2. 利用者が病院又は診療所に入院した後 6 日以内に退院した場合は、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。ただし 7 日を越える入院であっても所定のサービス利用料金負担は 6 日分までを上限とします。
しかし、7 日を越える入院であっても、居室が確保されている場合は、所定の居住費を事業者を支払うものとします。

第 20 条（居室の明け渡し—精算—）

1. 第 14 条により本契約が終了する場合において、利用者及び契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 10 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。
2. 利用者及び契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
3. 利用者及び契約者が第 18 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者様の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
4. 第 1 項の場合に、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 6 条第 5 項を準用します。

第 21 条（身元引受人）

1. 契約者は、利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
2. 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には、身元引受人にその旨連絡するものとします。
3. 身元引受人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物の引き取り、及び 1 ヶ月以内に債務の履行をするものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
4. 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。
5. 契約者は身元引受人を兼ねることが出来るものとします。

第 22 条（一時外泊）

1. 利用者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、利用者又は契約者が外泊開始日の 2 日前までに事業者に届け出るものとします。
2. 前項に定める外泊期間中において、利用者様は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第 23 条（事故発生時の対応）

1. 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者又は利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとします。
3. 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

第 24 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員
連絡先 0277-32-5069（当施設）
受付時間 8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

みどり市介護高齢課	所在地	みどり市笠懸町鹿 2952 番地
	電話番号	0 2 7 7－7 6－0 9 7 4
	受付時間	8：30～17：15
桐生市保健福祉部長寿支援課	所在地	桐生市織姫町 1 番 1 号
	電話番号	0 2 7 7－4 6－1 1 1 1
	受付時間	8：30～17：15
伊勢崎市長寿社会部介護保険部	所在地	伊勢崎市今泉町 2 丁目 410 番地
	電話番号	0 2 7 0－2 4－5 1 1 1
	受付時間	8：30～17：15
群馬県国民健康保険団体連合会	所在地	前橋市元総社町 355 番地の 8
	電話番号	0 2 7－2 9 0－1 3 7 6
	受付時間	9：00～17：00（祝・祭日除く）
みどり市社会福祉協議会	所在地	みどり市笠懸町鹿 2 5 0 番地
	電話番号	0 2 7 7－7 6－4 1 1 1
	受付時間	9：00～17：00

第 25 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、契約者、身元引受人が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 群馬県みどり市大間々町桐原 1511 番地 1

事 業 者 名 社会福祉法人 ラ・クール
特別養護老人ホーム ながめの郷

代表者氏名 理事長 茂木 亜紀 印

契 約 者 住 所

氏 名 印

利用者様との関係

身元引受人 住 所

氏 名 印

利用者様との関係

* 契約者は利用者の親族及び代理人でも結構です。また、契約者が身元引受人を兼ねる場合は身元引受人欄に「同上」と記載してください。